

Vietnamese

Business & Law

月刊 ベトナム法令・ビジネス情報

ニュース

2014年1月

内容

ページ

I. 法人税

1. 政令 218/2013/ND-CP 号に従う工業団地における新規投資プロジェクトに関する法人税優遇 1

II. 付加価値税

1. 2014年1月1日より有効となる改正付加価値税法の規定の実施ガイダンスに関するオフィシャルレター Official Letter 18128/BTC-TCT 号 1

III. 個人所得税

1. 2013年度の個人所得税確定申告書の実施ガイダンスに関するオフィシャルレター Official Letter 336/TCT-TNCN 号 2

IV. その他

1. 移転価格の事前確認 (APA) 方法の実施ガイダンスする通達 Circular 201/2013/TT-BTC 号 2
2. 現金での支払いに関する政府発行政令 Decree 222/2013/ND-CP 号 3



I-GLOCAL
incubate the next

I-GLOCAL CO., LTD. IGL AUDIT CO., LTD ("IGLA")

"IGLA" is a group audit firm of IGL GROUP

Hanoi - R.1206, 12th Floor, Indochina Plaza Hanoi Tower, 241 Xuan Thuy, Cau Giay Dist., Hanoi, Vietnam Tel: +84 4 2220 0334
HCMC - 14th Floor, Maritime Bank Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1, HCMC, Vietnam Tel: +84 8 3827 8096

Key Contacts

(Japanese) **Yusuke Kaburagi** (蕪木): yusuke.kaburagi@i-glocal.com
Yoshinao Nagai (永井): yoshinao.nagai@i-glocal.com

(HCM Office) **Vo Tan Huu**: vo.tan.huu@i-glocal.com
Ngo Thien Anh Thu: ngo.thien.anh.thu@i-glocal.com

(Hanoi Office) **Nguyen Quynh Nam**: nam.nguyen@iglaudit.com
Ta Huong Ly: ta.huong.ly@i-glocal.com

Takayuki Jitsuhara (實原): takayuki.jitsuhara@i-glocal.com

Tran Nguyen Trung: tran.nguyen.trung@i-glocal.com
Vu Lam: lam.vu@iglaudit.com

Nguyen Thi Thu Huyen: huyen.nguyen@iglaudit.com
Nguyen Thi Loan: nguyen.thi.loan@i-glocal.com



I. 法人税

1. 政令 218/2013/ND-CP 号に従う工業団地における新規投資プロジェクトに関する法人税優遇

法人税法の詳細規定及び実施ガイダンスに関する 2013 年 12 月 26 日付政令 Decree 218/2013/ND-CP 号によると、経済状況が良好な地域（詳細は下記*にて説明）以外の工業団地における新規投資プロジェクトの実施による所得については、規定年（詳細は下記**にて説明）より 2 年間法人税を免除され、その後 4 年間の法人税が 50%減額される。

経済状況が良好な地域とは、以下のとおりである。

- ハノイ市とホーチミン市の 2 市の市内地区
- Hai Phong 市、Da Nang 市、Can Tho 市の 3 市の市内地区
- Hue 市、Vinh 市、Da Lat 市、Nha Trang 市、Quy Nhon 市、Buon Me Thuot 市、Thai Nguyen 市、Nam Dinh 市、Viet Tri 市、Vung Tau 市、Ha Long 市

良好な経済状況の地域とその他の地域の双方に位置する工業団地の場合、その他地域内の面積が良好な経済状況の地域内の面積より大きい場合には、上記の優遇税制を適用できる。

**規定年とは、課税所得の発生初年度である。また、企業は売上高の発生初年度から 3 年以内に課税所得を有しない場合、規定年は売上高の発生初年度から 4 年目となる。

本政令は 2014 年 2 月 15 日より有効となり、2014 年の事業年度より適用される。

II. 付加価値税

1. 2014 年 1 月 1 日より有効となる改正付加価値税法の規定の実施ガイダンスに関するオフィシャルレター Official Letter 18128/BTC-TCT 号

2013 年 12 月 27 日付で財務省は、2014 年 1 月 1 日より有効となる改正付加価値税法の規定の実施に関するオフィシャルレター Official Letter 18128/BTC-TCT 号を発行した。その主な内容は下記の通りである。

- ❖ 2014 年 1 月 1 日より直接方式で付加価値税 (“VAT”) を申告・納税する企業は、VAT インボイスではなく、売上インボイスを使用しなければならない。当該企業の売上インボイスの印刷が 2014 年 1 月 1 日からの使用開始に間に合わない場合、税務局から 2014 年 1 月及び 2 月に使用するための売上インボイスを購入しなければならない。
- ❖ 2013 年度の売上高が 10 億ドン以上の企業は暦年の 2014 年及び 2015 年において、控除方式で VAT を申告納付する。ただし、暦年の 2014 年及び 2015 年に控除方式で VAT を申告納付しているが、税務査察で当該企業の 2013 年の売上高が 10 億ドン未満と確認された場合には、暦年の 2014 年及び 2015 年に直接方式に変更する必要がない。しかし、この場合、2016 年及び 2017 年の VAT 申告・納税方式を選択する際には、2015 年の売上高を計算するために税務査察を受けなければならない。



III. 個人所得税

1. 2013 年の個人所得税確定申告書の実施ガイダンスに関するオフィシャルレター Official Letter 336/TCT-TNCN 号

2014 年 1 月 24 日付で税務総局は、2013 年度の個人所得税確定申告の実施ガイダンスに関するオフィシャルレター Official Letter 336/TCT-TNCN 号を発行した。その主な留意点は以下の通りである。

- ❖ 個人所得税確定申告書類の提出期限は 2014 年 3 月 31 日である。
- ❖ 2013 年において賃借期間が 183 日以上賃貸契約に基づく居住目的として賃借された住居がある者はベトナムの居住者として取り扱われ、2013 年度の個人所得税確定申告対象に該当する。

❖ 確定申告の委任

所得を支払った組織と 3 ヶ月以上の労働契約を締結し、かつ確定申告を委任する時点で当該組織で働いていた個人は、下記条件の一つを満たせば、当該組織に確定申告を委任することができる。

- a) 2013 年に当該組織からのみ給与・報酬による所得を受領した。
- b) 当該組織が支払った所得以外の所得を平均月額 10,000,000 ドン以下で有し、かつ当該組織が支払った所得以外の所得が税率 10%~20% で源泉徴収された。
- c) 住宅賃貸、土地権利賃貸による所得を平均月額 20,000,000 ドン以下で有し、かつ住宅賃貸、土地権利賃貸による所得に対して個人所得税を納税した。

なお、上記委任に従い当該組織が個人所得税を確定申告した後に、委任した個人が税務局

に別途個人所得税を確定申告する必要があると認識した場合でも、当該組織は、税務局に提出済みの確定申告書を修正する必要はない。また、個人が税務局に直接確定申告できるよう、当該組織は確定申告した税額を明記した個人所得税控除書類を当該個人に提供しなければならない。

❖ 扶養控除の計算

扶養控除は扶養義務が発生した月より起算される。扶養者登録書類に扶養義務発生時点を誤って記入した場合、確定申告の際に扶養義務発生時点を再登録することができる。

特に、扶養者が兄弟姉妹、祖父母、叔母などである場合、2013 年 12 月 31 までに登録しなければならない。期限が過ぎても登録していない場合、2013 年度の扶養者として認めない。

❖ 純所得から課税所得への計算 (グロスアップ)

- 2013 年 1 月~2013 年 6 月 : 通達 Circular 84/2008/TT-BTC 号及びガイダンス文書に従う実施する。

- 2013 年 7 月~2013 年 12 月 : 通達 Circular 111/2013/TT-BTC 号の第 7 条第 4 項目に従う実施する。

❖ 確定申告の書類

2013 年度の個人所得税申告書は通達 Circular 28/2011/TT-BTC 号のフォームに従う実施する。

IV. その他

1. 移転価格の事前確認 (APA) 方法の実施ガイダンスに関する通達 Circular 201/2013/TT-BTC 号

税務管理法に基づく移転価格の事前確認 (APA) 方法の実施ガイダンスに関する 2013 年 12 月 20 日付財務省発行通達 Circular 201/2013/TT-BTC 号によると、APA を適用した場合、市場価格に



基づく課税方法又は課税価格は、企業・税務官
庁間の相談・交渉をベースに決定される。

❖ 適用対象

- 企業の関連組織或いはさまざまな地域で活動する経済グループ (多国間、地域を含む)
- 企業の恒久的施設及び親会社

❖ APA 適用される取引

関係者間の交換、リース、商品・サービスの譲渡などの取引

❖ APA の有効期間

- APA は納付者の法人税申告書提出前に確立されていなければならない。
- APA の有効期間は最大5年。さらに5年の延長が可能である。

本通達は **2014年2月5日** より有効となる。

2. 現金での支払いに関する政府発行政令 Decree 222/2013/ND-CP 号

現金での支払いに関する 2013年12月31日付
政府発行政令 Decree 222/2013/ND-CP 号によ
ると、以下の金融取引については現金使用が
許可されない。

- ❖ 企業への出資、企業に払い込んだ資本の売
買・譲渡
- ❖ 信用機関ではない企業間の金銭貸貸借

本政令は **2014年3月1日** より有効となり、政令
Decree 161/2006/ND-CP 号に代わる。